

会議名称	平成28年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成28年12月22日（木） 14時00分から17時00分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室（中棟6階）	
出席者	委員	茶谷会長、小林委員、斎藤委員、柴田委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、井原委員、上野委員、川野委員、富田委員、中村委員、松浦委員、佐藤委員、新保委員、長谷川委員
	実施機関	人見課税課長、青木介護保険課長、小峰区民課長、神保生活衛生課長、原田区民生活部管理課長、末木国保年金課長、出保障害者施策課長、小松納税課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成28年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成28年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 ・資料3 特定個人情報保護評価第三者点検部会 報告事項
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成28年度第3回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
諮問第36号	地方税に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）	決 定
諮問第37号	介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）	決 定
報告第17号	動物愛護活動支援事業に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第38号	動物愛護活動支援システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第18号	外国人学校児童・生徒保護者補助に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第39号	軽自動車税に関する業務の外部提供について（新規）	決 定
諮問第40号	特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務の外部委託について（追加）	決 定

報告第 19 号	健診（検診）・保健指導に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 41 号	健診（検診）・保健指導に関する業務の外部委託について（変更）	決 定
諮問第 42 号	健診（検診）・保健指導に関する業務の目的外利用について（変更）	決 定
諮問第 43 号	健診（検診）・保健指導に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
諮問第 44 号	健診（検診）・保健指導に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
諮問第 45 号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 46 号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 47 号	国民健康保険医療給付に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 48 号	国民健康保険システム（中央）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
諮問第 49 号	国保情報集約連携システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 50 号	国民健康保険医療給付に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 51 号	国民健康保険高額療養費等貸付に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 52 号	国民健康保険出産育児一時金支給に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 53 号	国民健康保険葬祭費支給に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 54 号	国民健康保険不当利得に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 55 号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 56 号	20歳到達者の国民年金加入に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 57 号	拠出年金給付に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 58 号	国民年金被保険者資格に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 59 号	国民年金保険料に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 60 号	福祉年金及び特別障害給付金等に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 61 号	要介護等認定に関する業務の外部委託について（追加）	決 定
報告第 20 号	個人番号事務取扱業務（但し、情報連携を行わない業務は除く）の外部結合について（新規）	報告了承
報告第 21 号	自治体中間サーバー（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	報告了承
諮問第 62 号	中間サーバーコネクタ（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
一般報告	こども発達センターにおける個人情報紛失について	報告了承
一般報告	個人住民税納付書の誤送付について	報告了承

会長	<p>それでは、時間になりましたので、開始いたします。本日は御多用の中、当審議会へ御参加を頂き、誠にありがとうございます。ただいまより、平成 28 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。</p> <p>初めに、本日、御都合により欠席される委員の皆様方について、事務局からお知らせをお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日欠席される旨の御連絡がありました委員は、石川委員、井上委員、大澤委員、渡邊委員の 4 名です。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進行ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてみたいと思います。</p> <p>初めに資料 1 の「平成 28 年度第 3 回審議会会議録」について、事務局から修正・補正等がありましたら、説明をお願いします。</p>
情報政策課長	<p>特段ありません。どうぞよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様方、何か御指摘がありますか。</p> <p>ないようですね。それでは、この会議録を確定させていただきます。</p> <p>では次に、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>資料を御覧のとおり、本日は報告・諮問事項が大変多く、審議会の終了が午後 4 時を過ぎることが想定されるところです。審議の進行について、御協力を賜りますよう、お願いいたします。なお、3 名の委員が御都合により途中で退席される予定ですので、あらかじめお含みいただきたいと思います。</p> <p>では、資料 3 の特定個人情報保護評価第三者点検について審議します。</p> <p>平成 28 年度第 3 回の審議会では諮問を受けた諮問第 36 号「地方税に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）」及び諮問第 37 号「介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）」につきまして、部会の報告を受けたいと思います。</p> <p>この案件につきましては、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により設置した、部会において審議を行うこととし、11 月 24 日に開催された部会で審議が終了しています。</p> <p>なお、特定個人情報保護評価では、実施機関の作成した評価書案について第三者点検に先立ち、区民意見聴取を行うこととされていますので、事務局から区民意見聴取の結果の報告を受けた後、第三者点検部会の部会長から第三者点検の結果の報告を受け、その後、質問・意見をお受けしたいと思います。</p> <p>では、事務局から区民意見聴取の結果を説明してください。</p>
<p>諮問第 36 号・第 37 号</p>	
情報政策課長	<p>それでは、今、お配りしている資料の概要と区民意見聴取の結果について、御報告いたします。</p> <p>資料 3-1 は地方税に関する事務についての資料です。資料 3-1①は、区民意見聴取及び第三者点検部会の点検結果を反映させた地方税に関する事務の全項目評価書(案)です。次に資料 3-1②は、地方税に関する事務全項目評価書(案)</p>

	<p>の修正一覧です。資料 3-1③は今回の地方税に関する事務の全項目評価書(案)に対する区民意見の聴取結果で、平成 28 年 11 月 9 日から 12 月 9 日まで実施しましたが、提出された意見はありませんでした。それ以降の資料については後ほど御説明します。</p> <p>資料 3-2 は介護保険に関する事務についての資料です。資料 3-2①は区民意見聴取及び第三者点検部会の点検結果を反映させた全項目評価書(案)、資料 3-2②は介護保険に関する事務全項目評価書(案)の修正一覧です。資料 3-2③は今回のパブコメの結果で、平成 10 月 11 日から 11 月 10 日まで実施しましたが、意見はありませんでした。</p> <p>続きまして、先ほどの残りの資料です。今回、地方税に関する事務と介護保険に関する事務についての、特定個人情報保護評価の再実施にあたり、第三者点検部会で合理的に評価を実施頂くため、評価書において変更した箇所及びその変更の趣旨・目的を取りまとめた特定個人情報保護評価補助資料を作っています。地方税に関する事務の補助資料が資料 3-1④、新旧対照表が資料 3-1⑤、今回の評価結果が資料 3-1⑥となっています。</p> <p>同じように介護保険に関する事務は補助資料として資料 3-2④、新旧対照表が資料 3-2⑤、第三者点検部会の評価結果を資料 3-2⑥ということで配布しております。</p>
会長	<p>では、続きまして、部会長から部会での審議について説明をお願いします。</p>
部会長	<p>特定個人情報保護評価第三者点検部会の部会長から、特定個人情報保護評価の再実施について、2 件御報告をいたします。事務局から御案内のとおり、資料が非常に大部になっていますので、事前に御覧頂いていることを前提として、御説明いたします。</p> <p>まず、資料 3 - 1①の地方税に関する事務の全項目評価書を御覧ください。地方税に関する事務では、地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区民税・都民税(以下「個人住民税」という。)及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるものを地方税に関する事務としております。</p> <p>具体的には、個人住民税については、納税者、国税庁、給与支払者、年金保険者、他自治体等から提出・提供される各種課税資料に基づく税額計算等の賦課管理業務及び税額通知後の収納管理業務が行われています。また、軽自動車税については、納税者、全国軽自動車協会連合会等から提出・提供された各種課税資料に基づく税額計算等の賦課管理業務及び税額通知後の収納管理業務が行われております。</p> <p>資料 3-1④を御覧ください。今回は再実施となりますので、地方税に関する事務については、第三者点検において、再実施により追加・変更した評価書の項目に限定して、特定個人情報保護評価を実施しております。なお、再実施をする理由について、マイナンバー法では、「重要な変更」を加える場合には、当該変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することとなっておりますので、今回、再実施となったわけです。再実施の内容について、資料 3-1④の 3 ページから業務委託の範囲拡大に伴う委託事項の追加とリスク対策の見直しによる修正が記録されています。こちらについて追加・変更した評価書</p>

の項目がそれぞれ記述されており、具体的には軽自動車税賦課・徴収ファイルに係る特定個人情報の取扱い、並びに4ページ以降も当該特定個人情報ファイルの取扱いの委託における再委託に係る記述の変更とリスク対策の見直しによる修正、その他特定個人情報の取扱いに係る項目についてはそれぞれ5ページ目以降に記述がなされています。

以上を踏まえて、資料3-1⑥が特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果となっています。なお、各項目の適合性については5ページ目以降にそれぞれ記されています。

総評としては、今回の地方税に関する事務の特定個人情報保護評価の再実施につきましては、特定個人情報保護評価書、全項目評価の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価において、以上のリスク対策等が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項並びに問題について適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認しました。以上が1点目の地方税に関する事務に関する特定個人情報保護評価に関する部会の点検結果です。

続きまして、2件目の資料3-2①の介護保険に関する事務の全項目評価書を御覧ください。資料3-2①の3ページに特定個人情報ファイルを取り扱う事務である介護保険の事務の概要が記されています。介護保険は、要介護状態になった場合に安心して生活できるように必要な介護を受けることができる社会保障制度となっています。制度においては40歳から65歳未満を第2号被保険者として、加入する医療保険から保険料を徴収し、国が指定する特定疾病により介護が必要であると認定された場合に介護保険を利用することができる制度となっています。また、65歳以上を第1号被保険者として、住民票のある自治体で資格を取得し、保険料を徴収し、介護が必要であると認定された場合には介護保険を利用することができるという仕組みです。

この介護保険について、今回、再実施の点検を行い、資料3-2④が第三者点検部会における点検の内容です。こちら先ほどの地方税と同様に、マイナンバー法に基づいて、「重要な変更」を加える場合には再実施をすることとなっておりますので、当該特定個人情報の取扱いに係る重要な変更において、特定個人情報ファイルの取扱いの委託範囲の変更等を予定するため、本委託の実施に先立って、特定個人情報保護評価を再度実施するものです。

再実施により追加・変更した評価書の項目とその趣旨については3ページ以降に記されています。こちらについては保険者の共同処理事務における特定個人情報の取扱いに伴う特定個人情報ファイル及び委託事項の追加が、今回の再実施の理由となっています。なお、追加・変更の趣旨は4ページに記されています。

以上を踏まえて、資料3-2⑥が特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果となっています。先ほどと同様に5ページ以降に審査結果の適合性についての各総括が記されていますが、総評としては介護保険に関する事務の全項目評価書の点検の再実施は、マイナンバー法に基づく「重要な変更」を加える場合の事前の実施となりましたが、こちらの特定個人情報保護評価書、全

	<p>項目評価書についても、再度点検を行い、適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、リスク対策等が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性のある事項や問題について適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認しました。</p> <p>以上、第三者点検部会からの報告としましては、地方税に関する事務の特定個人情報保護評価の再実施及び介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価の再実施について御報告を申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。資料が膨大ですので、まず、御質問を頂戴した後、御意見を頂くという形でいきたいと思えます。最初に御質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>膨大な資料の部会での再審査、お疲れ様でした。今回マイナンバー法において、重大な変更があると再実施を行うということですが、この重大な変更とは、外部委託を今後も広げていくという方向性の変更と理解してよろしいのでしょうか。</p>
情報政策課	<p>事務局から御説明いたします。「重要な変更」というのは、特定個人情報保護評価書において、あらかじめ国のほうで、この項目を変更する場合には「重要な変更」に当たりますということが既に決まっています。</p> <p>どちらの評価書も同じですので、1つ例を挙げて御説明いたします。資料3-2①の3ページを御覧ください。①②とありまして、②事務の内容に※が入っています。評価書全編を通して、この※の入っている箇所の追記・修正等の変更を行う場合については、「重要な変更」として再実施を行いなさいということが、あらかじめ定められています。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>もう少し具体的にお聞きしたかったのですが、今日は時間がタイトということで、まずパブコメについて確認させていただきます。</p> <p>今回、介護保険についても、地方税に関する業務についてもパブリックコメントでの意見提出は0件だったということですが、区民意見募集で0件という状況は、私はどうかなと思うのですが、区はどのように認識されているのでしょうか。また、区民意見募集の際には、区・施設で閲覧ができることになっているのと、ホームページでの閲覧ができるとなっていると思います。それぞれの閲覧件数は何件ぐらいだったのか把握されていますか。</p>
情報政策課長	<p>パブコメにつきましては広報、ホームページで御指摘のとおり周知させていただきまして、図書館や区民事務所でも閲覧ができるような状況になっています。</p> <p>今回、閲覧の件数については、特に把握していませんが、意見は0件ということです。内容的に非常に専門的な分野ですので、なかなか区民として意見をおっしゃる方は少なかったと考えています。</p>
委員	<p>本当に専門的な分野で、私も全部を短い期間で目を通すことはできなくて、すごく苦勞をしました。そういう意味では、パブコメの在り方についても考え直さなければいけないのかなということで、少し個人情報の保護という観点と</p>

	<p>は違うのですが、これらの情報をしっかりと区民の皆様を確認してもらうという意味では、評価書だけではなく、もっと分かりやすくした概要版とか、説明をしたような内容を記述するなどといった、一般の区民が専門的な知識がなくても、どういうことがやられるのか、それに対して意見が出しやすい取組が今後必要だと思いますが、区はそういった認識はあるでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>マイナンバー法自体がなかなか御理解いただけない状況もありますので、ホームページでいろいろ分かりやすく説明しているところですが、更に工夫をしていきたいと考えています。</p>
委員	<p>システムのことに余り知識がなくても、これを見たら、何となくここはいいことだな、ここは問題なのではないかと分かるようなパブリックコメントに、今後なっていったきたいと思います。</p> <p>資料3-2②の介護保険の修正一覧の3ページの一番下の修正部分に再委託についての記述がありますが、全項目評価書（案）では、「再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。」とされていましたが、修正内容では「再委託を行う場合は、委託先と再委託先が締結する再委託契約に次の事項を盛り込むことを求める。」という記述に変更されています。「盛り込むこととする」というのと、「盛り込むことを求める」というのは日本語として大分違う言葉だと私は受け取ったのです。案のほうで言うと、条件として絶対に盛り込むこととするのだという断定的な言い方をしているのですが、修正では「求める」ということで条件が緩和されているような表現になっていると思います。これは再委託という意味ではトーンが下がってしまったイメージですが、なぜこのような変更になったのか教えていただければと思います。</p>
情報政策課長	<p>マイナンバーの法令では、再委託先を委託元が監督しなければいけないということになっていますので、実際に再委託を締結するのは委託先と再委託先となりますが、更に再委託先は再々委託先に対して、きちんと仕様書等に管理・監督に関する内容を盛り込むことを求めるということも含めた、1段先まで配慮した内容となっており、そういう意味で、求めるという意味は確実に盛り込むということとイコールです。</p>
委員	<p>口頭でイコールと言われても、日本語の文章として意味合いが違うと思います。「求める」から「盛り込むこととする」と変えれば、トーンが下がりますよね。</p>
情報政策課長	<p>実際に締結するのは、委託先が締結するものですから、要するに主語が違っているので「求める」という記載になっています。</p>
委員	<p>そうすると、例えば今まで再委託というのがあったのかどうか分からないのですが、今までの再委託のときはどうされていたのですか。例えば委託をするときに、その契約書の中で、再委託契約をするときは必要な事項をその契約の中に入れなければならないという契約を委託先としておけば、再委託先と委託先との契約の中では「盛り込むこととする」となると思いますが、それがやられていなくて、要するにお願いをしているだけということになるのですかね。</p>
情報政策課長	<p>求めた上で確認をさせていただくということで、確実に盛り込んでいることを確認するということです。</p>

委員	<p>そうすると、日本語的には「盛り込むことを求める」とは違ってくるのではないかと思います。本当にお願ひしているだけではなくて、きちんと最終確認までしているのだったら、そのことを記述しなければいけないよね。そうでなければ「ならない」と言わなければいけないと思うのですが、とても疑問です。</p>
情報政策課	<p>こちらの修正については、第三者点検部会において議論された部分です。議論の内容としては、委託先から再委託先への契約というのは、委託先の主体に基づいて行われる部分になりますが、修正前の表現ですと、区がそれを強制することになるということはコンプライアンスの観点で問題になるのではということで議論を頂いた部分です。ですから、情報政策課長が申しましたとおり、もちろん絶対にやっていただく部分になりますが、そのコンプライアンス管理の部分をきちんと表現するという意味で、部会長と協議の上、この修正をさせていただいたということになります。</p>
委員	<p>「コンプライアンス」という横文字、片仮名言葉がどういう定義なのか、私は今一理解できていないのでその点の説明を。これは日本語的に、どうしてもトーンが下がっていますよ。求めておいて、最終的に確認をして「大丈夫です」と言うのであれば、きちんとそのことを記述しなければいけないですよ。求めるだけでは、相手から拒否されたら終わりということになるのですよ。日本語上の表記はそういうものではないですか。</p>
情報政策課長	<p>今御説明したように、締結する主体が、委託先が再委託先と締結することなので、盛り込むのはあくまでも委託先です。ですから、そういった意味で求めるということです。当然、その内容については事後確認をする、監督するのが委託元の責任ですので、確実に盛り込まれたことは確認しますが、自ら締結するわけではないので、「求める」という表現になっているということで御理解いただきたいと思います。</p>
会長	<p>もう1つ、「コンプライアンス」について説明せよという質問がありましたが、それは先ほどの回答で説明したことになりますか。</p>
委員	<p>なっていないと思うので、できればお願いします。</p>
部会長	<p>では部会長から申し上げます。「コンプライアンス」は法令遵守の意味であり、通常、法令遵守については体系的にそれをマネジメントシステムなどで実現するための仕組みとして、コンプライアンスプログラムなどのプログラムがあります。それを広く一般に「コンプライアンス」と呼んでおります。したがって何もない通常の法令遵守に加え、特定個人情報保護評価のように体系的にプログラムを示して評価を行うものも、法令遵守の一環として「コンプライアンス」の内容を構成するというのが1つ目です。</p> <p>委託など、契約関係における相手方への要求については、国、自治体、民間の法律でそれぞれ監督義務が異なっております。例えば、民間部門の個人情報保護法では、委託先の監督責任があります。そうすると、委託関係における契約の内容や責任について、監督元である委託元が全て責任を負うということになっている観点から、相手方はかなり強力な要求をするというのが一般的です。ただ、この点について行政機関では、委託先の監督責任がありません。あ</p>

	<p>くまでも措置要求ということで、具体的に何を求めるかということを求める段階となっております。自治体においても同様です。これを例えば委託先における契約事項などについても、委託元が全て監督を行うという監督責任が発生する一方で、契約の自由の原則に基づいて、契約内容にまで立ち入って委託元が全てそれを監督して指示することはできないという状況です。具体的には、それを行うと、今度はまた別の法律に違反することがあります。</p> <p>例えば、下請法という法律があります。下請法においては、仕事を与える側のほうが、仕事をもらう側よりも地位としては必ず強いわけです。具体的な例として、情報セキュリティ対策を講じるということで、1,000万円の業務を委託したとします。ところが、お宅は1,000万円の業務では不十分なので、1億円かけてセキュリティ対策を講じるようにという指示をした場合、泣く泣くどうしてもやむを得ず、その事業者は仕事を請け負いたがために1,000万円の仕事であるにもかかわらず、1億円の情報セキュリティ対策を講じなければならないという悲惨なことになってしまいます。ですから、これは明らかに現行法上の下請法違反となります。これを「優越的地位の濫用」と言います。したがってセキュリティ対策については、それが求められる法的に有効な範囲が優越的地位の濫用にならないようにということが、法令遵守の観点から定められておりますので、これが一般法全てで「コンプライアンス」と言うというように考えられます。</p>
委員	<p>具体的で大変分かりやすい説明をありがとうございます。ということは結局、再委託先に対して区は求めることしかできないわけですね。「優越的地位の濫用」にならないようにということは、そもそも個人情報保護の観点で、マイナンバー、個人番号について再委託を行っていくという考え方自体が、セキュリティ事項遵守に対する監督・教育の徹底などを求めるしかできないわけで、確認すると言ってもそこまでですね。そういう意味では、再委託をするという前提自体、マイナンバーの問題についてはなじまない、即さないということになると思うのですが、いかがでしょうか。</p>
部会長	<p>委託の懸念については、一般に委託先からの個人データの漏えいがニュースとして報道されますので、委託先において、つまり自ら管理している情報を委託することに伴う個人データ、この場合は特定個人情報の漏えいについての懸念が、今の御指摘の懸念であるかと思えます。このように一般に委託先から漏えいするということについては事実で、何も委託先ではなく、当該実施機関が保有している場合であっても、漏えいなどの事故を完全に防ぐことができないというのは事実です。</p> <p>一方で委託をする理由は、あくまでも仕事を減らすという意味での委託ではありません。特にこのような非常に高度な行政システムの構築に当たっては、当該実施機関が完璧な情報セキュリティ対策を講じた上での管理を行うということは逆に困難です。したがって、セキュリティ対策を適切に実施することができる組織に委託をすることで、安全に管理をすることが出来ます。さらに委託先においても、その業務全般において全てセキュリティ対策等の高度な知見を有し、完璧なセキュリティ対策を講ずることは必ずしもできないということも事実です。そのために、再委託などによってこの業務、例えば当該特定個人</p>

	<p>情報ファイルの取扱いに関する業務などにおいては、高度な情報セキュリティ対策を講じることができる業者を更に選定し、その事業者に再委託をさせることによって安全に管理をすることが当該目的を達成する上で必要な場合があります。</p> <p>これら全体を確認するのが、今回の特定個人情報保護評価の目的です。したがって、適切な情報セキュリティ対策を確保するために必要な委託を実施し、その委託において必要な再委託を更に行うことについて評価を行うというのが、そもそも特定個人情報保護評価の目的であると言えます。</p>
会長	<p>委託、再委託についてはいかがでしょうか、おおよそ部会長からも大局的なお話を頂いておりますから、具体的には更に次の段階で将来、検討されてはいかがのでしょうか。この段階では、委託・再委託については、ここで御質問を打ち止めということにさせていただいてはどうでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>1点だけお尋ねしたいことがあります。資料 3-1①の 26 ページから、委託事項が 1 から 10 まで載っております。そして 120 ページからは、リスクについての事項が 155 ページまで載っています。この資料をずっと読んでみると、委託期間中の記載しかないようなのです。</p> <p>委託が終了した場合に、今まであった情報をどのように処理しなければならないのか、それを契約の段階で、こういうプロセスをきちんと取って契約が終わるのですという項目を探したのですが、全然ないような気がするのです。しかし、委託終了後、ずさんになってしまって個人情報が出てしまう可能性があります。受託者でなくなった場合に、どのような対応をしなければならないかということについて記載があればお示してください。</p>
情報政策課長	<p>契約が終了した時点での情報の取扱いについては、3-1①の資料で言いますと 124 ページに記載があります。</p>
委員	<p>どう対応されるのですか。</p>
情報政策課長	<p>124 ページの「特定個人情報の消去ルール」ということで、「契約で、以下の措置をとる旨を規定している。」となっております。最終的にはきちんと完全に特定個人情報を消去するということが、契約上盛り込まれなければいけないということが定められております。</p>
情報政策課	<p>事務局から補足させていただきます。今の情報政策課長の発言は、契約内容の規定についての説明です。そのほかに 149 ページの中ほどに、「特定個人情報の提供ルール」というのがあります。こちらの「委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」で規定することになっております。今回の例で言いますと、そもそも契約で個人情報の持ち出しは認めていないので、委託者に個人情報が残る余地はありません。また、これは契約の条項と重複する部分になりますが、委託先から他者への情報の提供を禁止することを契約書に明記しています。ですから今回の評価書における記載はありませんが、契約先で個人情報を保管するということになれば、当然、ここにおいて消去についても細かく説明するということを予定しています。</p>

委員	先ほど委員がおっしゃったことと同じで、「言ったよ、後は知らんよ」ではなくて、そうした場合に委託者が、受託者の持っているであろう情報を漏えいすることがない状態なのかという確認をするためにこういうことを必ずやりますというものが、契約の段階で必要ではないのですか。
情報政策課	委託先に情報を預ける場合は、そういった点をこの項目に記載することになります。今回に関しては、記載のとおり、委託先の者が窓口等の業務を行うというのが今回の主眼ですので、データを持ち帰ったり、委託者が保管するという事は予定しておりません。ですからこのような記載になります。委託で個人情報を持ち出しは認めていないということですので、そういった懸念がある事業の場合は、この項目に対策を記載することになりますが、今回の記載ではこれが妥当だと考えています。
委員	資料 3-1①の 11、12 ページのフローチャート図に関してお尋ねします。11 ページの①から④、12 ページの①から③の作業の中で外部委託をしている作業はあるのでしょうか。
課税課長	11 ページの②資料登録・累積で、データパンチを外部委託しています。また、④通知作業で、発送処理を外部委託しています。
委員	このフローチャート図の中で、赤い矢印が作業の工程だと思うのです。一番下のファイルの所が双方向の矢印になっているのですが、この意味を教えてくださいいただけますか。
情報政策課長	こちらはシステムとの情報のやり取りですので、特定個人情報が行ったり来たりということで、相互に矢印があります。
委員	そうなりますと、外部委託をした先、情報提供等を受ける先がファイル上では双方向でのアクセスが可能ということなののでしょうか。
情報政策課長	情報提供ネットワーク等のやり取りについては、取扱いが委託事業者に任されてはおりません。必ず職員自らがやることになっておりますので、「外部委託」と書かれている部分については外部委託がありますが、直接データファイルにアクセスするという事ではありません。
委員	最後に 1 点。12 ページの真ん中辺りの青い「中間サーバコネクタ」と記されている図がありますが、これは②資料登録・賦課作業と③通知作業にまたがる位置付けになるのでしょうか。
情報政策課	「中間サーバコネクタ DB ファイル」というのは、住民税徴収ファイルに限らず、内部の情報システムを、情報提供ネットワークに結び付ける際、個人番号を直接、情報提供ネットワークでやり取りすることができないことから、個人番号と「宛名」と呼ばれている内部コードを結び付ける処理を行う作業用のファイルです。ここで事務処理を行ったりするわけではなく、識別子を付け替えるためにあるシステムファイルだとお考えいただければと思います。
会長	御意見はありますか。
委員	地方税と介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価についてです。質疑の中でも委託、再委託と、問題を取り上げましたが、専門性のある所にこういう情報が漏えいしないように委託を進めていくというお話がありましたが、私もシステム業界にいて、委託・再委託の階層がどんどん深まれば、やはり情報

	<p>漏えいのリスクは高まっていくものです。さらに、再委託が行われている再委託先に、区としてセキュリティ事項の遵守の監督・教育の徹底などを強制すると、「優越的地位の濫用」になってしまっていて強制はできず、「求める」というお願いしかできないという状況にもなるという意味で、やはり私は個人番号という国民の大切な個人情報、プライバシーを扱うという意味では、委託・再委託の問題でもとても大きなジレンマがあり、問題だと受けとめております。また、個人番号の問題についても、今回もその利用の拡大になってしまうということで、今回のこの2つの諮問は反対とさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。1件だけですので、それでは諮問第36号及び第37号については、決定とさせていただきます。</p> <p>次に、資料2の47ページ、諮問第63号です。「平成28年度住民基本台帳ネットワーク業務に係るセキュリティ運用計画」に基づくものと認識しております。本諮問については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2で設置する部会で事前審議を行い、その内容について次回の平成28年度第5回審議会において答申させていただきます。</p> <p>この件について、事務局から説明をお願いします。</p>
諮問第63号	
区民課長	<p>資料の47ページを御覧ください。前回の第3回情報公開・個人情報保護審議会において、区民課で実施する緊急時対応訓練の内容と職員アンケートの調査内容について、妥当であるとの答申をいただきました。今回の諮問は、この2項目について区民課で実際に訓練とアンケート調査を行ったので、その実施結果の妥当性について御審議いただくために諮問するものです。</p> <p>それでは、資料の項番2の(1)の②を御覧ください。緊急時対応訓練は12月7日に行い、連絡網と構成メンバーの役割について確認しております。その後、区民課の全職員を対象としたセキュリティ訓練を、11月25日から12月19日までに行いました。訓練の内容は、情報セキュリティ対策の基本的な考え方、緊急時対応の具体的な手順、各自の役割、連絡網の確認などです。</p> <p>(2)のアンケートは11月11日から22日までの間に実施し、設問数は60問で、区民課で住基端末を扱う職員を対象にアンケート調査を実施いたしました。145人が対象で、回答率は100%となっております。</p>
会長	<p>では、事務局は今後、部会長と調整して部会を開催するようお願いいたします。続いて資料2の1ページに戻ります。報告第17号、報告第18号、諮問第38号から諮問第40号まで、事務局から御説明をお願いします。</p>
報告第17号・第18号、諮問第38号～第40号	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>御質問を伺いたいと思いますが、ありましたらどうぞ。</p>
委員	<p>恐れ入ります。中座させていただきますので、資料2に関する諮問事項については、私は承認させていただくということで、席を外させていただきます。よろしく願い申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>6ページの諮問第39号に関してですが、三菱自動車には、要するに購入者</p>

	<p>というか所有者の氏名が分からない状態で事が進むということによろしいのでしょうか。</p>
課税課長	<p>おっしゃるとおりです。こちらからお知らせするのは、記録票にあるとおり車両番号と税額の不足額のみです。</p>
委員	<p>三菱自動車から個人宛てに何か、例えばわび状のようなものが行くとか、そういうこともないようにされているという理解なのですね。</p>
課税課長	<p>発覚した時点で、三菱自動車から、お詫びと購入された方には10万円を一律支給したというように新聞報道で聞いていますので、購入者の住所・氏名などは、三菱自動車も把握しているといったことは、承知しております。</p>
委員	<p>次に諮問第40号です。8ページですが、これは幾つかあるのですが、機械を持とうと思ったら、これは高いのですか。</p>
課税課長	<p>はい、高いと聞いております。あとは件数が多いといったところで、今、区では購入できていないといったところだと思います。</p>
委員	<p>幾らぐらいとかは分かるのですか。</p>
課税課長	<p>正確な金額については、把握していません。</p>
委員	<p>そうなった場合に、今までは区で作成した文書を紙の状態に渡して作業をお願いしていたわけですね。その文書を今までどおり渡して、紙で渡したものを圧着というふうにはいかないということですか。</p>
課税課長	<p>紙で渡して先方で圧着をすると、今までよりも大分時間がかかってしまいます。地方税法の規定により5月末日までに税額通知書を送付しなければならないので、データがそろって、コンピュータ処理した上で発送するまでの期間は、元々余裕がありませんでした。このたび、圧着工程が加わったので、作業時間短縮化のため、データを事業者に渡して一括処理し、納税義務者に発送したいと考えています。</p>
委員	<p>要するに、紙を作る自体もお願いしてしまうことになることだと思うのですが、結局、情報としては紙でいこうがデータでいこうが同じものが基本的に行くということで、つまりリスクはそれほど変わらないという認識でよろしいのでしょうか。</p>
課税課長	<p>はい、おっしゃるとおりです。</p>
会長	<p>ほかに御質問ございますか。</p>
委員	<p>諮問第40号、「税額通知には税額以外の情報」と記されていますが、この具体的な「税額以外の情報」は何を示すのでしょうか。</p>
課税課長	<p>9ページの個人情報の項目にある氏名、住所、収入が情報として入っています。</p>
委員	<p>これは本来、給与支払者は知り得ている情報ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。</p>
課税課長	<p>氏名・住所・収入等については、一定程度は特別徴収義務者は承知しているかもしれませんが、医療費の支払や別の所からの収入などについては把握されていないかと思っております。</p>
委員	<p>そうなりますと、個人情報保護という観点から考えると、今までの対応は誤っていたということで認識してよろしいのでしょうか。</p>

課税課	<p>今までも税額の通知書の様式については、地方税法の施行規則で様式が定められていて、その中では秘匿措置を講じるようにということまでは決められておりませんでした。しかしながら、昨今、個人情報・プライバシー保護への意識の高まりの中で、全国的に、従業員である納税義務者の方から、先ほど課長がお話申し上げましたとおり、障害の有無とか、医療費控除の有無とか、そういうものが事業所の給与担当者の目に触れるのは好ましくないという御意見が大分出てまいりました。そういうこともありまして、今年度、来年度で 23 区全てが、圧着加工又はシール貼付という形で納税義務者用の税額通知に秘匿措置を講ずるという状況にあります。</p>
会長	<p>ほかには、よろしいですか。</p>
委員	<p>諮問第 40 号について、私も何点か質問させていただきます。先ほどリスクの問題で、紙媒体の提供で今までやっていたのと、今回、ハードディスクで渡していくので、リスクは変わらないとお答えをされていたのですが、私は疑問に思います。というのも、取扱いが全然違いますよね。紙媒体は、1 人ずつ印刷されたものということですよね。それを封入するわけですから、大きさとしてはとても大きいと思うのです。さらに、それがどこか第三者の手に渡って、一括で処理できるものではないと思うのです。</p> <p>逆に、ハードディスクの場合ですと、暗号化はされているとおっしゃっておりますが、その暗号が解読された場合に、22 万件の情報が一気にパソコンなどで取り扱うことができてしまいます。さらには、ハードディスクといっても、持ち運びが可能なので、盗まれること、紛失することもあると私は思うのですが、そういった意味では、先ほど現状と今後でリスクは変わらないと答えていらっしゃったところが、すごく疑問に思うのですが、区はどのように認識されているのでしょうか。</p>
課税課長	<p>委員のおっしゃるとおり、持ち運びとか、そういったところにおいては、確かに紙は大量なデータで、トラックに積むような量ですので、簡単に持ち運びはできないと思います。そういった意味では紙媒体に比べてデータの方がリスク面があると思います。そこで、媒体の運搬等の管理に十分注意してまいりたいと考えています。</p>
会長	<p>事務局、区全体として、個人情報の保護、現場の管理等について、何かあったら言ってください。</p>
情報政策課長	<p>今回のポイントは、ポータブル・ハードディスクの媒体の運搬ですが、その際に所管から聞いているのは、まず暗号化して、途中での紛失に対しては備えるということ、それから運搬に際して暗号と媒体とを別々のルートから委託先に搬送するというので、単独にポータブル・ハードディスクを盗んで漏えいすることはできないという措置をとっていると聞いています。</p>
委員	<p>正直、説明の中で「できない」と断定的に言うのは、私は少々気になるのです。そういうリスク対策をしていると、暗号化についても、もっと専門的な方が対応すれば、その暗号化も解読できてしまう可能性はあるということは、しっかりと認識していただきたいです。暗号化されているから、ほかのパスワードと一緒になければ、紛失しても漏えいしませんが、それはア</p>

	<p>ウトです。ですので、そこのところだけは認識を考え直していただきたいと思 います。</p> <p>ちなみに、このハードディスクが渡される、その受渡しの方法は、いったい どのように行われるのか、さらには、印字・圧着作業を行う環境、このハード ディスクが接続されるだろうパソコンについては、インターネットに接続が可 能なのか、それとも閉鎖されたネットワークの中なのか、そういったものを区 の職員がしっかり立ち会って確認するのかどうか、その辺はいかがでしょう か。</p>
課税課	<p>今の御質問ですが、最初に媒体の引渡し、処理終了後の返却ですが、全て庁 内で区の職員が立ち会った上で行います。また、作業現場における搬出入時も 区の職員が立ち会います。委託事業者が使用する PC ですが、単体でインター ネット等には接続しないものを使うということで、これは契約の仕様の中で明 示する予定です。</p>
委員	<p>このハードディスクのデータについてですが、先ほどハードディスク上は暗 号化されているというお話でしたが、これをパソコン上で復号化して、暗号化 を解除して、それを複製して他の磁気媒体に移すこと、例えば USB とか、別 のハードディスクとか、CD や DVD のドライバーに書き込んだりとか、委託 先はそういったことが可能な環境になっているのかどうなのか、その辺はいか がでしょうか。</p>
課税課	<p>今、御指摘いただきました点については、複製をしようということであれば、 それは可能な話です。ただ、契約書上、個人情報の特記仕様書ということで、 複製の禁止をうたうことと、先ほども申し上げましたが、契約書上、作業場所 等に、必要に応じて区職員が立ち会うということで、監督する予定であります。</p>
委員	<p>委託先で扱う PC 等から吸い上げたデータ等を USB や CD、DVD 等の別の 磁気媒体に移すことも可能というふうに受け止めていいのでしょうか。</p>
課税課長	<p>可能と言えれば可能となりますが、そこは契約書特記事項仕様書などで、しな い旨を明記しています。</p>
会長	<p>今の回答で「可能」だということを盛んに言われますが、そういう単純な理 解でいいのですか。可能でないようにいろいろ管理されているのではないので すか。</p>
委員	<p>可能なのですね。分かりました。</p>
課税課	<p>補足します。今の件ですが、データで渡したものをプリントアウトする機能 だけの PC の中で、データが複製できないようにということの特記仕様書の中 で盛り込むこともできますので、私どもとしては、複製ができない形で委託事 業者と契約を取り結ぶようにしたいと思います。</p>
委員	<p>では、ハードディスクに入っているデータが、例えば、コピーして別の USB に格納することが系統的に抑制できる、制限できるというふうに認識して よろしいのでしょうか。</p>
課税課	<p>はい、おっしゃるとおりです。仕様の中でその旨をうたいまして、複製がで きない形でということで取扱いをさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>系統的にはできないということと認識しました。</p>

	<p>別の諮問事項に移ります。諮問第 39 号の軽自動車税に関する業務の外部提供について、三菱自動車の燃費偽装によっての問題ですが、これは燃費偽装によって不足額の請求や納税義務者への通知・送付などが、更に区として手間が掛かっているわけですね。正直、個人情報への審議会とは違うのかもしれませんが、そういった人件費や発送費用などは、三菱自動車に請求とかはできないものなのですかね。</p>
課税課長	<p>杉並の場合ですと 215 台ということで、予定で郵送代は 1 万 6,400 円程度ではありますが、人件費などを含めるともう少し上がると思います。ただ、この人件費は難しいかもしれませんが、郵送料については、三菱側に請求したいということで、全国どの自治体も影響がありますので、現在、総務省が窓口となって三菱と交渉しているところです。</p>
委員	<p>次に、動物愛護支援事業について 1 点。個人情報の記録で「生年月日」が従前から入っているようですが、個人を特定するのであれば、住所と氏名だけで十分ではありませんか。不必要な個人情報はなるべく収集しないという観点に基づいて、「生年月日」は必要なのでしょうか。</p>
生活衛生課長	<p>委員の御指摘のとおり個人を特定するためということですが、できるだけ間違いないようにということで考えて、今回、登録しているところです。また、こちらは動物適正飼養普及員の方の個人情報の登録も含んでおりますので、個人を特定ということで入れさせていただいております。</p>
委員	<p>次に、外国人学校児童・生徒保護者補助に関する業務についてですが、紙媒体で現状も管理していて、今後も紙媒体で管理を続けるという記述になっておりますが、実際にコピーをして持ち出すことが可能な現状かどうか。というのは、情報漏えいというと、デジタルのデータが漏えいするということに目が行きがちですが、個人情報という意味では、紙をアナログとしてコピーをして持ち出すといったことも、個人情報の漏えいになるわけで、そういったことの対策がなされているかどうか確認したいと思います。</p>
区民生活部管理課長	<p>対象人数が 50 数名ということで、職員で全部対応しており、外部の職員は対応しておりませんので、基本的に外部に持ち出すことはできません。</p>
委員	<p>諮問第 40 号に戻させていただきます。データの受渡しは、ポータブルのハードディスクが暗号化されているということですが、それに関連して、実際に受け渡すときに、大体何台ぐらいのハードディスクを何回ぐらいに分けて受渡しをすることを想定されているのか。あと、庁内で事業者さんにお渡しすることですが、そこまでは確かに区が責任を負われるわけですが、それを持ち帰るときに、例えば 1 人で来るのか 2 人で来るのか、あるいは警備員が付いてくるのかとか、その辺のところは確かに受託者さん側の責任ではあるわけですが、その点で、何らかの申入れとか、こちらからの希望とか、何か確認をされているのでしょうか。</p>
課税課長	<p>ポータブル・ハードディスクについては、1 台を想定しています。持ち運びについては、鍵の掛かる堅牢なケースに入れた上で区役所内で業者の方に渡します。何人で取りに来るよとといったところまでの明確なところは、特段まだ決めていませんが、鍵の掛かるケースに入れた上でお渡しするといったとこ</p>

	るで考えています。
課税課	今、課長が申し上げたのですが、媒体の受渡し時ですが、個人情報に係る外部委託特記仕様書に基づいて、委託事業者が複数名で受け取ることを契約書上うたう予定です。
委員	諮問第 40 号です。納税通知には、これは全て個人番号が記載されるのでしょうか。
課税課	納税義務者用、いわゆる従業員宛ての今回秘匿をいたします税額通知については、当面の間、個人番号の記載をいたしません。
委員	その場合、外部委託記録票で 11 番「個人番号」とあるのですが、これは必要ないと思うのですが、いかがでしょうか。
課税課	税額通知書の場合、個人住民税の特別徴収、いわゆる給与からの天引きの場合、通知が 2 つ出ます。1 つは、特別徴収義務者である事業主に対して、もう 1 つが、今回、秘匿をする従業員個人への税額通知書ということで、2 種類あります。特別徴収義務者宛ての税額通知については、マイナンバーを記すということで法令が改正されており、個人番号が記載されます。
会長	ほかにはございますか。
委員	諮問第 40 号についてですが、反対はしません。一応、反対はしませんが、22 万件という膨大なデータをハードディスクに入れて受渡しをするというところは、かなりリスクが高くなると思います。それを理解されて、庁内で受渡しをしたり、鍵付きのケースに入れてというふうに対応されていると思いますが、そういった意味で、1 度に 22 万件ものデータが漏えいするリスクを伴うことをしっかりと受け止めていただいて、委託先での管理についてもしっかりと確認をしていただきたいと思います。できる限りこういった膨大なデータをやり取りするのではなく、本来であれば区で印刷・圧着できる機器を買ってというふうにしていただきたいと思います。その他の諮問・報告についても、特段反対はしません。
委員	諮問第 40 号の先ほど来の媒体の部分ですが、住基ネットは媒体の移送に関してルール化していますので、それに準じていただきたいという意見を言わせていただきます。1 つには、暗号化ではなくて、ポータブルディスクであれば 2 台用意していただいて、暗号ではなくて秘密分散をお使いいただきたい。あと、もしこれを返却するという工程をとっているのであれば、現地に行ってフォーマットした上で返却してもらい、帰り道の事故が発生しない状態にしたいと考えています。それを更に言いますと、ハードディスクである必要がないのであれば、CD なり DVD のようなリードオンリー媒体でも構わないのであれば、現地で職員が立ち会うということでしたので、現地でデータの吸い上げが完了したら、その場で媒体は物理的に破壊していただくような形で、詳細は時間の関係もありますが、住基ネットに住基コードを区から東京都に移送する場合にとった安全管理策と同等のことをとっていただきたいと、意見を述べさせていただきます。
委員	意見です。今、委員からありました住基ネットの方法は大変勉強になり、私もそういうやり方が必要だと思います。意見として追加させていただきます。

会長	<p>ほかにはないようですので、報告第 17 号、報告第 18 号は了承、諮問第 38 号から諮問第 40 号までは決定とさせていただきます。</p> <p>次に、報告第 19 号、諮問第 41 号から諮問第 49 号まで、事務局から説明をお願いします。</p>
報告第 19 号、諮問第 41 号～第 49 号	
情報政策課長	案件について説明する。
情報システム担当課長	案件について説明する。
会長	それでは、御質問ございましたらお願いいたします。
委員	諮問第 41 号から諮問第 44 号の中で、13 ページに「住所」が新たに項目となっているのですが、これは、むしろ今までなかったということが疑問というか、住所は今までなくてよかったのなら、今もなくていいのではないかと思ったのですが、いかがですか。
国保年金課	国民健康保険医療給付と健診（検診）・保健指導の情報は、被保険者証記号番号を使って突合ができましたが、このたび、介護保険給付の情報も含めて分析を行いますので、被保険者証記号番号では突合ができず、個人を特定するために住所を追加いたしました。
委員	では、次にいきます。16 ページの諮問第 45 号から諮問第 49 号です。この従前のシステムは廃止というのは、具体的にはソフト面のものと言っているのですか。何かハードのものなのか、その辺を教えてください。
国保年金課	今回、新たに小型で登録する国保情報集約連携システムを介し国保連合会に送った後に、給付システムと連携いたしますので、直に給付システムと杉並区が連携していたところから 1 つ間に入るようになります。これまでのものについては、情報集約連携システムに包括されるということで廃止いたしました。
会長	よろしいですか。
委員	廃止するのはソフトですか、ハードの形での廃止という意味ですか。
国保年金課長	ソフトとハードの両面での廃止でございます。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
委員	諮問第 41 号から諮問第 44 号です。健診（検診）・保健指導に関する業務です。12 ページの外部委託記録票では、「文書」と「磁気媒体」の両方に○が付いています。文書はどのような形なのか、磁気媒体と一緒にのものなのか、もし同じような内容のものであれば、わざわざ別の形で 2 つ渡すということは、それも漏えいのリスク、管理が煩雑になります。一体どういう状況なのか教えてください。ただ、こちらの方の磁気媒体のデータは、出力は紙で各種加工したものを取り出すことができます。そうしたものを、介護・医療連携の中で活用しながら、健診(検診)・保健指導を進めてまいりたいということで、両方の記載になっております。
国保年金課	お尋ねの記録媒体の話で、記録形態のことですが、このシステムは、既に保管されているデータをデータ突合したりデータ提供するという形で、磁気媒体でのデータの伝送が基本です。ただし、こちらの磁気媒体のデータは、出力は紙で各種加工したものを取り出すことができます。そうしたものを、介護・医療連携の中で活用しながら、健診(検診)・保健指導を進めてまいりたいということで、両方の記載になっております。

委員	<p>ということは、外部委託記録票で委託先との受渡しの方法という所で、「磁気媒体」と「文書」となっていますが、データを渡して、それぞれの業務で使う紙媒体にしてもらって受け取るみたいな、そういうイメージになるのでしょうか。</p>
国保年金課	<p>このシステムに使うのは、国保連合会から貸与されているパソコンです。私たちの利用に当たっては、その貸与されているパソコンから出力した形で、物理的な運搬はありませんが、国保連合会の機能より紙ベースで出力して受け取るということができます。</p>
委員	<p>授受の方法と言いながら、紙媒体で向こうが出したものをこちらで受け取るのではなくて、杉並区で紙でプリントアウトするということですね。</p>
国保年金課	<p>おっしゃるとおりです。</p>
委員	<p>了解しました。ちなみに紙媒体について、区ではどのような管理になるのか教えてください。</p>
国保年金課	<p>紙媒体で出力されるものには2種類の性質があります。分析としての個人情報が入っていないもの、それから、こちらでお諮りしている個人情報が入っているデータです。一般的な個人情報のない分析資料については、通常文書の管理ですが、個人情報の入ったプリントアウトしたものについては、当然、出力の経過をログ等で管理できます。それから、保管に関しては、しかるべきファイルにファイリングした上で鍵の掛かるキャビネットで保管と考えております。</p>
委員	<p>分かりました。国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務、諮問第45号から諮問第49号に移ります。17ページの外部委託記録票で、今回、「再委託の禁止」の所に○が付いておりません。先ほども説明の中であったのかもしれないのですが、聞き取りづらかったので、もう一度、再委託の禁止に○が付いていないということについて教えていただきたい。</p> <p>また、国保連合会とやり取りするときに、先ほどの諮問第41号から諮問第44号の12ページの外部委託記録票では、再委託の禁止に○が付いているのですが、その辺の違いについても教えていただければと思います。</p>
国保年金課長	<p>まず、再委託の部分については、国保連でデータ処理をするときに、オペレーションのみを別会社に再委託しているということです。</p>
情報政策課長	<p>諮問第41号から諮問第44号については、特に再委託を予定しておりませんので、○が付いております。</p>
委員	<p>ということは、諮問第45号から諮問第49号は再委託を予定しているということで、どのような形での再委託を予定しているのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>諮問第45号から諮問第49号については、今、国保年金課長から説明したように、オペレーションのみ再委託を予定しております。</p>
情報システム担当課長	<p>この事務についてはシステムにより処理しますので、そのシステムの機器の運用や保守も含めて再委託が必要となります。それで再委託ということについて、許容いたしております。</p>
委員	<p>理解が追いついておりません。先ほどの健診（検診）・保健指導についても、これは、それぞれ違う団体ですか、同じ団体ですよね。委託先が東京都国民健</p>

	康保険団体連合会で、その中で別々のシステムだということですか、区分けされているということですか。
情報政策課長	全く別のシステムです。最初のほうはデータヘルス計画ということで、KDBシステムというシステムなのですが、後のものは全く別のシステムです。
委員	了解いたしました。諮問第 45 号から諮問第 49 号について、運用のみということは打ち込みや閲覧は行われたいということではないのでしょうか。
会長	今のは国保連合会の処理についてということですか。
委員	諮問第 45 号から諮問第 49 号の中で、外部委託した際、再委託された場合にオペレーションのみという説明は、実際に再委託先の方がデータの中身を閲覧したり入力したりということがないという意味合いの説明でしょうか。
国保年金課長	そのとおりです。
会長	ほかに御意見はございますか。御意見もないようですので、報告第 19 号は了承、諮問第 41 号から諮問第 49 号は決定ということにさせていただきます。それでは、次に諮問第 50 号から諮問第 61 号までについて、事務局から説明をお願いします。
諮問第 50 号～第 61 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	御質問はございますか。
委員	28 ページから始まる諮問第 50 号から諮問 60 号です。委託が窓口及び電話の問合せ対応という所です。これは、いろいろな業務が幾つもあるのかと思うのですが、例えば、電話を受ける場所はどこですか。
国保年金課長	今、第 1 期の準備が進んでいるところですが、現在の国保年金課の執務スペースの中で、職員と事業者のエリアをしっかりと設定して業務を行います。
委員	28 ページの対象業務名で並んでいる、これらは基本的に同じ所、一箇所というイメージでよろしいのでしょうか。
国保年金課長	国保業務は、かなり幅が広い関係で係ごとの業務委託みたいな形になっており、国保資格係と国保収納係が第 1 期になっております。それに加えて国保業務については国保給付係が第 2 期ということ、あと、後期高齢者医療業務と国民年金業務については、それぞれの係で業務委託を受け付けるという形です。
国保年金課	補足いたします。エリアという面では東棟 2 階の国保給付係、高齢者医療係のスペースと国民年金係が中棟 2 階にありますので、エリアでいうと 2 箇所を第 2 期で委託するという形を予定しております。
委員	人数的なイメージはありますか。
国保年金課長	前回も報告しましたが、今、国保年金課は、常勤の職員、嘱託員、再任用の職員を合わせて約 130 人在籍しております。その中で、常勤の職員については、約半分になるという想定です。
委員	委託されて、例えば電話を受ける規模が、今の数ということですか。
国保年金課長	職員の数は約半分になり、その分、事業者の従業員が入って来るということで、実際には様々な業務の中で、従業員の数は職員の減より若干多いような形になるという実態です。
委員	そうすると、今、ここにずらっと並んでいる業務を 1 人が 1 種類というこ

	<p>とではないということですよ。幾つもの業務、案件をまとめて、例えば電話だったら電話を受ける人が、ここにある業務を複数扱うこともあるということになるのですか。</p>
国保年金課長	<p>先ほどの説明にありましたように、29 ページから 33 ページまでが国保給付係の業務となります。もちろん、一般的な申請の受付や電話の対応などは誰でもできるような形ですが、それぞれ事務処理自体は専門的なものになるので、それは分散してという形になります。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございます。あと諮問第 61 号に入りまして、委託の内容、41 ページの真ん中のアンダーラインが引いてある「介護保険認定申請の相談」という所があるのですが、相談というのはパッと見た感じ大丈夫かなと思うのですがどうなのですか。</p>
介護保険課長	<p>まず一般的に区民の方がいらっしゃると、介護保険の認定申請をするというよりは、うちのおじいちゃんはいろいろ体の不具合が出てきたのだけれども、どうでしょうというお話から始まっていくのです。その中で相談を受けながら、やはりこれは介護サービスは必要だから、では申請をしてくださいということで、認定につながっていきますので、一連のものと考えていただいて、委託していくという形になります。今、実際は介護保険の申請も、私も介護保険課の窓口のほかに、20 か所のケア 24 で受けております。そちらでも、今、委託のほうで認定の申請の受付をしておりますので、同じような意味になるかと考えております。</p>
委員	<p>ある種、申請を受け付けるかどうかというか、今の会話の例で言うと、その時点で受け付けますよという判断まで行うということですか。そういうわけではなく、申請だけは勧めて、審査はまた別という話ですか。</p>
介護保険課長	<p>あくまでも御希望というか、介護保険の申請の仕方は御説明して、受付まで行い、その後の中の仕事は行政がやる必要がありますので、その受付の部分ということになります。</p>
委員	<p>諮問第 40 号からずっとあったのですが、条例遵守というのが全部に付いているのですが、この条例というのは何を指しているのですか。委託の条件の最後の所に必ず「条例遵守」と出てくるのですが。</p>
情報政策課長	<p>個人情報保護条例等です。こちらを遵守して契約を結ぶようにということです。</p>
委員	<p>諮問第 50 号から諮問第 60 号についてですが、委託事業者の人数が、先ほど大まかにお話されていましたが、実際に、区の職員が現状 130 名ですから、そこから半分と言うと、本当に 65 名すっぱりになるのか。また民間の方々が 65 名、半分よりも少し多いぐらいというのが何名ぐらいなのか。実際にどれぐらいの具体的な人数になるのか。それぞれ区の職員と民間事業者の職員の数を教えていただければと思います。</p>
国保年金課長	<p>今、現在いる職員の説明をしましたが、実は少し事業を強化しようということで増員も要求しています。まだ正式に認められるかどうかは別ですので、若干、職員の数はもう少し増えると考えておりますが、現在のところ、2 期の終了の時点で、職員は常勤が 45 名、嘱託員が 13 名、従業員は 99 名と考えてお</p>

	ります。
委員	<p>ありがとうございます。区役所の庁舎内というか、区立施設の中で、これほど大規模な委託というのは、今回初めてになるのかと思いますが、議会のほうでもいろいろお話を聞いているのですが、情報の漏えいについて、どのようなケースを想定して、どのような対策を立てているのか教えていただけますか。</p>
国保年金課	<p>第1期の委託について、こちらの審議会のほうでいろいろ御議論を頂きまして、御意見も頂戴したところです。私ども4月から業務設計という形で、いろいろなルール、特に情報セキュリティについてはかなり細かいルールを定めました。通常時の情報セキュリティの管理体制のほかに、情報セキュリティインシデントが発生した場合の体制なども含めてです。例えば、メモ等の使用の扱いをどうするかということも、1か月弱にわたり議論を進めてきましたが、補助ノートという形を使って管理をして、ポケットに入れての持ち帰りを防ぐ。また、その補助ノートについても、ずっと個人情報を書かれたものを保管しているのはどうかということで、必要がなくなった時点で管理者が確認をして廃棄する等の運用を定めたところです。また、窓口で区民等の方から聞いた内容についてはホワイトボードの形で、用が済んだらすぐその場で消すという形の運用も一部していく予定です。</p> <p>また、携帯電話等の持込みについては、従来から利用のほうは禁止という形で定めておりますが、持込みについても、事務スペース、情報セキュリティエリアに入る場合については、透明の袋に入れたものを委託事業者の管理者が預かって保管する、事務スペース内での利用は禁止するという形のルールを定めております。主なものとしては以上です。</p>
委員	<p>携帯については大変気になっていたのですが、きちんと管理をされているということですね。補助ノートの扱いについては、具体的なお話を聞いたから突っ込むわけではないのですが、行政のシステムや管理資料の形とは、また別の紙媒体に書くのですよね。その日で破棄するメモ書き程度でしたらいいのかもしれませんが、それをノートとして日数を経過して管理をしていくということは、個人情報の扱いという意味では、法律というのか、そういうものに即しているのですか。</p> <p>いわゆる個人情報の記録をすることに関しては、審議会の中で、ここまで細かく、この記録媒体についてはこういう記録をしていきますよと、私たちに諮問が来て答申を出すわけですね。そういう中間の紙媒体が、その日ならメモ書きとして業務の運用の中でのものかもしれませんが、それが例えば2日間、3日間、1週間と管理されることについては、今、せっかく具体的なお話をしてくださったのですが、気になってしまったので、その辺のルールについてはいかがですか。</p>
国保年金課	<p>補助ノートは日々、何日か保管されるのではないかとということですが、原則として、使用が終わったら廃棄するというルールは大原則です。ただ引継ぎ等で、翌日以降、どうしてもクレームになりそうなケースや、引継ぎが必要な事項については、補助ノートから、また別にきちんと引継ぎの形で控えさせていただくことは業務上あるかと考えております。要件が終了次第、すぐ適正に廃</p>

	棄することになっております。
委員	運用上、そういう扱いというか、引き継ぐためには残しておかなければいけない、日数をまたいで、別の方に手渡すためにということはあると思います。そういう事情はよく分かるのですが、個人情報の取扱いとして、本当にそれが法令にのっとって取り扱われているのかが疑問に今なっているところです。その点についてはいかがですか。
会長	時間も来ておりますので、法令に基づいて処理されているのか、総括的なことについて事務局から説明をしてください。一般的なことで結構です。
情報政策課長	今の補助ノートについて、複数日数管理するということですが、持ち出しは禁止しており、その日が終わった段階で、事務室内に鍵を掛けて保管する、必要に応じて廃棄するということですので、個人情報の適切な取扱いということでは問題はないかと思えます。
委員	<p>個人情報を取り扱うときに、どの記録媒体にどういう情報を載せますよということを私たちに諮問するぐらい、今、個人情報の取扱いというのは厳密に取り扱わなければいけないという中で、メモ書き程度であっても、保管されるものにそういう個人情報が入っていていいのかどうなのかというのは、私は今お答えを頂いても疑問が解消できません。運用上のもので、今、正にやられているのかもしれませんが、その辺は改めて確認をしていただきたいと思えます。これは意見です。</p> <p>別の項目を確認したいと思います。ちなみに民間事業者については、パソコンが支給、貸与されているのですか。もし、されているとすれば、そのセキュリティは、例えばインターネットにつながっていて、メールができる状態なのかどうなのか。また、USB からデータがコピーできるかどうか。そういったことについてはどうでしょうか。</p>
国保年金課	<p>今お尋ねがありました件については、パソコン等の貸与になるかと思えますが、事業者については、我々が日常使用している国保のホストのシステムの利用を貸借の覚書を締結させていただき予定で、貸し出す予定になっております。</p> <p>心配される情報の持ち出し等については、外部との接続はされていない環境で、データの持ち出しは、管理者の指定がないと持ち出すことはできないという形になっております。ただ1点、外部との接続という面では、インターネットを使用した業務のほうも、例えば郵便局の追跡サービス、書留で保険証などを送付した場合に、到着しているかどうかという問合せを区民の方から頂くことがありますので、そちらはインターネットを通じて見る環境を、こちらのほうでセキュリティの掛かったもので、外部の持ち出しができない、ポートを塞ぐ形のもので2台ほど貸し出す予定になっております。</p>
委員	ポートを塞ぐ形という、外部のデータを持ち出せないとおっしゃっているのは、例えば、クラウドサービスやインターネットの SNS、ツイッター、フェイスブック、そういったもので写真やファイルが外部に送信できない状態になると認識してよろしいのですか。
会長	クラウドサービスには入っていないですね。

情報政策課長	外部の SNS 等に接続する場合はアカウント等を区に登録することになっておりますが、現在、そういった登録はありません。
会長	クラウドサービスではないのですね。クラウドサービスを前提にお話いただくと、難しい話になってしまうと思うのですが、普通の委託なり、その他の外部委託、そういうことでお話いただいたほうがいいのではないのでしょうか。
委員	インターネットで郵便局の追跡サービスを確認するとおっしゃっていたので、インターネットが使えるということは、クラウドサービスも一定使えることになるので、その辺ができないことになっているのかどうかだけ確認したかったのですが。
会長	その辺の見解の違いがありますね。
国保年金課	インターネットの接続の制限については、こちらのほうで対策を講じて、SNS の書込み等、できないような形での貸出しをします。
委員	今ので理解しました。外部委託記録票の 34 ページで、委託に係る個人情報の項目として、資産の情報や生活保護受給状況など、個人としては非常に重要な情報が含まれているのですが、ここの表記だと、いわゆる公務員の方が見るのではなく、一般の民間事業者の方々が扱うデータにこれが含まれることになると思うのですが、それについては区としてはどのように認識されているのか。また、実際に民間事業者の方が、そういう項目を業務上見なければいけない状況なのか、どうなのか。
国保年金課	こちらの情報ですが、75 歳で一般の方であれば、後期高齢者医療保険に入られますが、生保の方については、生活保護制度となりますので医療保険の加入がありません。 例えば、窓口で保険証の再交付をしてくださいというお客さんが来た場合に、確かに被保険者であれば、その窓口対応の中で保険証の再発行を受けるといこととなりますが、被保険者ではなく、杉並区に住所がある方の場合、なぜ保険証が再発行できないのか、生活保護ですというような形での御案内があり得ます。そういったことも含めて、資格管理に関わることとしての必須条件なので、生活保護情報は入っております。 資産の情報については、保険料等の算定のときに計算項目として税情報の中に入っているものや、不動産の保有等の部分については委託業者でも見ることができますが、いわゆる国保で第 1 期で委託しているような、滞納処分に係るような調査という部分は、今回の委託には含まれておりませんので、機微なる情報という部分では取扱いはないというところで御理解していただきたいと思います。
委員	資産の情報については、第 1 期では取り扱うことはないという内容でしたか。それでは第 2 期ではあるのか。生活保護の受給状況については、資格を確認の上では見なければいけない状況と。それらは、民間事業者の委託先の職員の方々が見てしまう情報ということですよ。
国保年金課	少し説明が不十分だったかもしれません。第 2 期では、処分に係る資産調査などは行いません。
情報政策課長	民間の委託事業者、従業員がこういった情報を見ることに対する防止措置と

	<p>ということですが、御存知のように、個人情報保護条例では、委託事業者についても罰則が規定されております。</p> <p>また、所管の説明では、いわゆる誓約書を各委託従事者の個人からそれぞれ取って、なおかつ委託事業者に対しては情報漏えいに対して大きなペナルティを課すということで、契約上措置を取っているということですので、そういった意味で情報漏えいを防ぐということで、契約上対応していると考えております。</p>
会長	<p>時間も相当追っておりますので、質問はあと1つということでよろしく願いします。</p>
委員	<p>要するに、資産の情報とか生活保護の受給の状況というのは、民間事業者の職員が目にするということですよ。その確認と、まとめて聞きますが、あと、介護のほうの委託については、人数はどれぐらいなのか、これは国保年金課でも聞いたので、同じように現状と今後、民間と区職員の数がどう変化するのか教えてください。</p>
介護保険課長	<p>私どもでは、今回、追加する業務に従って業務量を積算したところ、常勤2名の削減が可能ということで、2名削減するという提案は職員団体とは合意形成しております。</p> <p>ただ、今度、委託業者のほうで何人入るかというのは区のほうで指定はできないのです。労働局に聞いたのですが、そういう請負契約をするときは、この業務をやるということで、そこを何人でやるかについては、向こうの判断になって、こちらからは指定してはいけないことになっております。ですので、確定的な人数ではありませんが、常勤職員2名でやっていた仕事を、1名でやることはあり得ないと思いますので、多分、3、4名の委託事業者が入ってくるのではないかと考えております。</p>
委員	<p>諮問第50号から諮問第60号に関わることですが、外部委託記録票の中で「本籍」が入っている記録票があるのですが、「本籍」というのは非常に大きな個人情報であり、それを利用するのは、何かを決定するときに区のほうでやるものだと私は思っています。委託の内容を見る限りは、「本籍」は必要ないのではないかとと思うのですが、その点についてお答えいただけますか。</p>
国保年金課	<p>「本籍」については、後期高齢者医療を例にとって言うと、給付で遺族の方からの御請求の場合に、相続人であることの確定のために、戸籍謄本を出していただきます。この戸籍謄本を出していただいた場合に、本籍等の記載がありますので、外部委託の中に入っております。</p>
会長	<p>今のは重要な御質問ですが、いいですか。</p>
委員	<p>それらは決定する側で扱うものかと思っているのですが、この委託の内容を見る限りでは、判断した後に業務委託をしていると認識しておりますので、「本籍」まで提供する必要があるのでしょうか。</p>
国保年金課	<p>こちらから提出するという想定ではなく、窓口業務を委託した際に、窓口にて区民の方が申請の添付書類として謄本をお持ちくださり、それが確かに相続関係を証明する戸籍であるのかどうかを確認して、書類の受け付けを進めるという中で、「本籍」が出てくるものです。</p>

委員	そうしますと、この「本籍」が委託に係る個人情報の項目に記載されている記録票については、全てそういった相続関係とか、遺族年金とか、そういった区民のほうから窓口等で提示されたものを記録するためのものということですのでよろしいですか。
国保年金課	そのとおりです。
委員	諮問第 50 号から諮問第 60 号と諮問第 61 号について、相手の委託先はそれぞれどのような形で決めていくのですか。
国保年金課長	諮問第 50 号から諮問第 60 号についてお答えいたします。 業務委託については大規模なものなので、第 1 期、第 2 期という形で年を分けて業務委託をしているのですが、委託事業者についてはプロポーザルということで、当初に決定をしております。
介護保険課長	次に諮問第 61 号についてお答えいたします。 私どもは既に委託事業者が入ってやっているのですが、現在やっているものと、今回お諮りしたものを合わせたものを、また今日御審議いただいて、了解を頂いた上で、1 月以降に入札で決めます。ですから、今の業者でやるかどうかは、その入札次第なので、まだ分からないところがあります。
会長	時間も押しておりますので、大変申し訳ありませんが、これで打ち切らせていただいて、御意見を頂戴したいと思います。
委員	諮問第 50 号から諮問第 60 号ですが、大規模な委託が進められるという点で、個人情報の漏えいのリスクが高まっていくというところで、私はこれに対して反対をいたします。また、先ほどの質疑の中で、補助ノートの扱いについては、法令と見比べて、その扱いについて、改めて法令にのっとっているのかなのか、きちんと確認をしていただきたいと思います。 諮問第 61 号についても、民間委託の拡大で、個人情報の漏えいのリスクが高まるところは否めませんので反対とさせていただきます。
会長	ほかに御意見はありませんか。ないようですね。それでは、諮問第 50 号から諮問第 61 号まで決定とさせていただきます。どうもありがとうございました。 あと 2 件ありますが、大変申し訳ありませんが御協力をお願いします。次に報告第 20 号、報告第 21 号、諮問第 62 号について事務局から説明をお願いします。
報告第 20 号・第 21 号、諮問第 62 号	
情報システム担当課長	案件について説明する。
会長	それでは、御質問がありましたらお願いします。
委員	42 ページの文中の「符号」というのは、あくまでシステムの中だけで使われるためのもので、一般の利用者などが把握するものではないということですのでよろしいのでしょうか。
情報システム担当課長	そのとおりです。
委員	もともとこういうものは、想定されていたものということなのですか。

情報システム担当 課長	そのとおりです。
委員	46 ページの図について質問です。中間サーバーに特定個人情報(副本)という形で書かれているのですが、これは、中間サーバーに個人情報が載るということでしょうか。
情報システム担当 課長	中間サーバーに個人情報は掲載します。
委員	その個人情報が中間サーバーに保存されて、副本というからには、例えば杉並区で管理している様々な情報と同じようなレベルの、要するに機微情報というのですか、そういった情報も中間サーバーに保存されるという認識でよろしいですか。
情報システム担当 課長	掲載するに当たりましては、標準レイアウトというのがありまして、どのようなデータを作成するかということは決まっています。正本としては杉並区内にありまして、その副本を中間サーバーのほうに載せます。
委員	副本ということは、正本と同じ項目、同じデータ内容で載るという認識でよろしいでしょうか。
情報システム担当 課長	そのとおりです。
委員	あと、セキュリティの対策で扱える端末が、ID とパスワードのほかに、こちらは生体認証と書いてありましたか。要するに ID、パスワードなどでログイン時は管理をされていると書かれているのですが、例えばログインしたときにいろいろ作業して、別の打合せが入ってしまって離席した場合に、別の方がログアウトされない状態の画面に触れるかどうかというのが気になるのですが、そういった対策はなされているのでしょうか。
情報システム担当 課長	基準等の規約を作りまして、当然、離席する際にはログアウトするような決まりを作っています。
委員	中間サーバーですが、この審議会の中で先ほど特定個人情報保護評価書がお示しされまして、先ほど私が質問した項目ですが、ここに記載されている「中間サーバーコネクタ DB ファイル」というのが、これに該当するものなのでしょうか。
情報政策課長	今、御指摘の「中間サーバーコネクタ」というのは、こちらの杉並区で言う宛名システムに当たる部分でして、そこから中間サーバーに接続しているものです。
情報システム担当 課長	あくまでも中間サーバーは、杉並区内にはありません。今、委員が御指摘のものは、杉並区にあるシステムです。
委員	分かりました。
委員	私も聞き漏らしたところがあるかもしれませんし、認識違いがあるかもしれません。先ほど正本・副本というお話がありましたが、杉並区で正本を持っている人が、今度は B 市に引っ越したとか、あるいは C 市に引っ越したとか、そうすると正本は B 市に移るのか、それとも杉並区は杉並区で正本を持っていて、B 市にまた別個の新しい正本が出来て、C 市にまた別個に新しい正本が

	<p>出来て、お互いが中間サーバーを通しながらデータのやり取りをするような形になっていくのかというところが質問の1つ目です。</p> <p>2つ目は、そのようになったとして、杉並区がしっかりと情報セキュリティを頑張っているとしても、他自治体でセキュリティのポケットがあったときに、そこから漏えいする可能性、そのときに杉並区のデータを持っていかれてしまうような可能性というのはあるのかどうかお聞きします。</p>
情報政策課	<p>正本・副本については総務省のほうで定義がありまして、杉並区の情報システムで保有している情報、業務で現在使っている情報、これを正本と申します。情報提供ネットワークで情報提供する場合に使う、情報提供用の必要な項目だけを切り出して中間サーバーに置いたもの、これを副本と申します。ですから、引っ越しをしたとかそういう場合に、正本をそのまま引っ越し先に引き渡すとか、そういったことはありません。</p>
情報政策課	<p>2点目の安全管理措置ですが、全国一律、同じ内容で実施するということによって、その実施を、国に接続する際に、全ての自治体の実施をしたということを確認していただいた後、初めて使用が認められるものです。全国一律、同じ対策を講じる、同じ規模の対策を講じていくということになります。</p>
会長	<p>御意見はありますか。</p>
委員	<p>報告第20・21号、諮問第62号については、個人番号の利用の拡大の大きな第一歩というところで、国民の個人情報、プライバシーの漏えいのリスクを拡大させるリスクがとても高いというところで、制度上、私たちは問題があるという理由から、反対をさせていただきます。</p> <p>また、中間サーバーに副本という形で個人情報が保存されるという仕組みについても、正直、重要な個人情報を複数箇所で管理するというのは、情報漏えいのリスクが高まると指摘せざるを得ません。また、中間サーバーに対してのサイバー攻撃といった標的を増やすことになると思うのです。ということで、今回の諮問は反対をいたします。</p>
会長	<p>ほかにありますか。ありがとうございました。それでは、報告第20号、報告第21号は了承、諮問第62号については決定とさせていただきます。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項につきまして、ここで、答申をして参りたいと思います。これから、事務局が答申案文をお配りしますので内容を御確認願います。</p>
	<p>(答申案配布)</p>
会長	<p>御確認いただきましたか。もし御異議がなければ、これをもちまして確認とさせていただきますと思っています。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、答申文を情報・政策担当部長にお渡ししたいと思います。</p>
	<p>(答申案手渡し)</p>
会長	<p>最後になりますが、一般報告が2件あります。障害者施策課、続けて納税課から説明をお願いします。</p>
<p>一般報告</p>	
障害者施策課長	<p>私からは、こども発達センターにおける個人情報の紛失について、御説明さ</p>

せていただきます。まず説明に先立ちまして、本件につきましては関係者の方々、皆様方に多大なる御迷惑、御心配をお掛けしましたことを、ここにお詫び申し上げます。

それでは、資料を御覧ください。まず事案の概要ですが、11月11日の夕刻、当該センター職員が、事業者に情報を連絡するために、1世帯、兄弟2名及び父親の住所、氏名、支援内容などを記した書類の入った封筒を帰宅途中でポストに投函するつもりで、自分のかばんに入れてセンターを出ました。本来ならば最寄りの駅前の郵便局に立ち寄って、ポストに投函するところなのですが、このようなことはせずに電車に乗ってしまい、電車の中では、かばんからほかの持ち物を出し入れしていました。駅改札を出たときに封筒を投函しようとしたところ、このかばんの中にあつた封筒が見当たらないことに気がついたものです。すぐに交番や駅に遺失物の届けを出すとともに、経路を探索しましたが、見つかりませんでした。この日は金曜日でしたが、翌土曜日にも探索しましたが見つからなかったため、当該御家庭に対して状況の説明と謝罪をさせていただいたものです。月曜日になりまして、土日が休業日のこの事業所に連絡を入れてみましたところ、午後になってやっと電話がつながりまして、その事業所に当該封筒が届いていたということが確認できました。開封の痕跡など、不審な点も見当たらず、個人情報の漏えいはなかったものと判断したものです。封筒内の書類に記載されている個人情報及び区の対応につきましては、お手元の資料に記載されているとおりです。

区としましては、これは重大な事案であると認識していたところですので、月曜日の夕刻、報道機関に情報を提供し、翌日の朝刊に1社、一時紛失という記事が掲載されました。所管といたしましては、本件を踏まえまして、再発防止に向けてセンター職員全員にこの事故を報告し、個人情報の管理徹底を指示したところですが、また、本庁の課内職員に対しても、同様に指示をしたところですが、

今回は職員の意識の低さ、これが招いた事案ですので、郵便物の郵送手順の再確認、そして、特に帰宅のついでにというような処理をしないということのもとより、郵送による伝達に、今回のような情報が適しているのかどうかの再確認など、職員の個人情報についての意識の向上を図りまして、再発防止に努めてまいります。

今回につきましては、結果としては無事に相手に送達できたのですが、一時的にしても、障害という非常にデリケートな情報が含まれた封書を紛失したということは、所管としては非常に重く受け止めているところですので、再発防止に向けた対応を、今後強化してまいります。関係者の皆様方に御心配と御迷惑をお掛けしたことに対しては、心よりお詫び申し上げます。私からの報告は以上です。

納税課長

私からは、個人住民税納付書の誤送付について御報告させていただきます。報告に先立ちまして、この度は特別区民税納付書の誤送付により、個人情報を流出させてしまい、皆様方に多大なる御迷惑と御心配をお掛けし、誠に申し訳ありませんでした。

概要ですが、本年11月30日、匿名者より、本人とほかの方の特別区民税・

	<p>都民税の納付書が届いたとの御連絡がありました。その匿名者には、個人情報流出の重要性などについて何度も御説明し、回収させていただきたい旨をお伝えしましたが、匿名者は区の訪問を固辞し、自分のほうで間違いなく破棄するとおっしゃられ、住所・氏名などを教えていただくことはできなかったため、混入した納付書の回収はできませんでした。</p> <p>今回の誤送付の主な原因ですが、納付書を職員が封入する際に誤封入し、その後の点検でも発見できずに封緘されたことが、主な原因と推測しています。流出した個人情報は、特別区民税・都民税納付書1通で、そこに記載がありました氏名、住所、納付額、1名分になります。</p> <p>この間の区の対応としましては、まずは流出した該当者へは混入の情報があった当日と翌日、確認をとらせていただき、情報の流出と回収ができなかったことについてのお詫びを申し上げ、納付書を送付いたしました。報道機関への情報提供は、12月2日にしたところです。再発防止策についてですが、課内全職員に個人情報管理の意識の向上を促すとともに、書類送付の手順を見直し、封入する際の確認・点検、及び点検を適切に行うなど、手順の遵守徹底を図りました。今後は二度とこのような事態を発生させないよう、職員一丸となって取り組んでまいります。</p> <p>この度は流出した個人情報を回収できず、所管として大変重く受け止めています。関係者の皆様には多大な御迷惑と御心配をお掛けして、誠に申し訳ありませんでした。</p>
会長	本件事件について、御質問はありますか。
委員	こども発達センターにおける個人情報紛失についてですが、この個人情報の中に、支援サービスの内容等が含まれているということですが、この情報に関しては機微情報という認識はありますか。
障害者施策課長	私どもは、そのように認識しているところです。
委員	個人情報の中でも、機微情報というのは非常にデリケートなことだと思いますので、更なる徹底管理をお願いしたいと思います。
委員	こども発達センターにおける個人情報の紛失については、今、委員が言われたとおり、私もそう思いますので、徹底をしていただきたいと思います。個人住民税納付書の誤送付ですが、概要の最後の文章で、点検時にも発見できなかったということですが、印字された納付書を封筒に入れる作業で、重なって入れてしまったということなのだろうと見て取れるのですが、封筒の数と、入れる納付書の数が合わなかったとか、そういう確認を行っていなかったということなのですか。
納税課長	この件に関しては、今回、システムから打ち出された納付書を全てお送りしておりませんで、納付状況を確認しながら、この納付書は送る、これは送らない、この納付書は別に打ち出されたものと一緒に併せて送るなど、1つ1つ点検しながらお送りしておりました。そのため、最終的に何通の送付になるか、封入作業を開始した時点では、予想がつかなかったことから、封筒の数を合わせるといった確認ができなかったところです。
委員	確認がすごく難しかったということだとは思いますが、今後こういった形

	で点検を強化するのでしょうか。
納税課長	封入する職員が、必ず封入する前に再度、住所・氏名等を確認して封入する。そして、必ず別の者が更に確認する。そういったことを確実にやっていくことを徹底したところです。様々な納付書等をお送りしますので、先ほど御指摘いただきましたように、中にはシステムから打ち出されたものを、そのままお送りできる場合もあります。そういったものは封筒と合わせて、数の点検ももちろんいたしまして、その上で更に別の者が再度の確認をして、二度と間違いが発生しないよう、最大限の努力を行ってまいります。
会長	間もなく 5 時になりますので、大変恐縮ですが特に御意見がなければ、本件は了承とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。事務局から何かありますか。
情報政策課長	長時間ありがとうございました。次回の審議会の日程ですが、平成 29 年 2 月 23 日(木)の午後 2 時からを予定しています。場所は本日と同じ中棟 6 階第 4 会議室の予定です。どうぞよろしくお願いします。
会長	今回は案件が多かったので、会議の進行では皆様に御無理を申し上げた所もございました。大変失礼いたしました。しかし、何とか予定の時間で終わることができました。以上で平成 28 年度第 4 回情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。本年は大変お忙しいところ、いろいろ御協力いただきまして、ありがとうございました。無事、この審議会を終了することができましたことについて、厚くお礼申し上げます。どうぞ皆様、良いお年をお迎えいただきますよう、お祈り申し上げまして、本会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。